

令和5年12月20日

養老町長 川地 憲元 様

養老町上下水道事業経営審議会

会長 野村 永



水道料金債権放棄の方針及び債権放棄額について（答申）

令和5年11月28日付け養水第327号にて当審議会に諮問された標記の件については、下記のとおり答申します。

記

水道料金債権放棄の方針については、債権放棄の実施にあたり、その債権者が行方不明である場合や死亡している場合など著しく債権回収が困難なものとし、債権回収できるものは徴収に努めるという方向性のもとに審議を行いました。

また、水道料金の債権放棄額については、平成19年度から平成21年度までの債権放棄対象1,033件、5,110,265円について、具体的な債権放棄の理由などをもとに、審議を行いました。

審議の結果、水道料金債権放棄の方針については、「帳簿外管理している債権のうち、養老町債権管理条例第14条第1項各号に該当し、債権回収が困難なものを債権放棄対象とし、上下水道事業経営審議会において、債権放棄の意見を求めたうえで、養老町債権管理条例第14条第2項に基づき、債権放棄を議会に報告を行う。」という原案のとおり承認する。また、今回実施する予定の債権放棄額についても、原案のとおり承認するものと決定しましたので答申します。